

浦安市ビーナスプラザ市民スタッフ団体認定規程

(目的)

この規程は、ビーナスプラザにおけるリサイクル教室等の企画、運営等を円滑に行う市民スタッフの団体（以下「市民スタッフ団体」という。）を認定するために必要な事項を定めることにより、ビーナスプラザの運営趣旨であるごみの減量及び資源の有効利用の推進等を図ることを目的とする。

(認定対象)

市民スタッフ団体の認定対象は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) ビーナスプラザの運営趣旨に基づき、ビーナスプラザ及び他の市民スタッフ団体と協力して活動することができること。
- (2) 市民スタッフ団体として計画的かつ継続的に企画、運営等を実施することができ、その活動成果を期待することができること。
- (3) 市民が所属していること。
- (4) 営利的活動、政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないこと。

(認定)

市民スタッフ団体の認定に当たっては、ビーナスプラザ所長（以下「所長」という。）が団体概要、活動趣旨、活動実績等を審査し、認定するものとする。

(支援)

所長は、認定を受けた市民スタッフ団体がリサイクル教室等を行うための支援を行うものとする。

(団体代表者の変更等)

認定を受けた市民スタッフ団体は、代表者の変更、団体の解散その他の事情が生じたときは、速やかに所長にその旨を届け出るものとする。

(認定の取消し)

所長は、市民スタッフ団体が認定要件を欠いたとき、又は解散したときは、認定の取消しを行うものとする。

(その他)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年7月30日から施行する。